

地方自治法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 職員等に対する損害賠償請求権等の放棄の禁止

普通地方公共団体が有する当該普通地方公共団体の職員の違法な公金の支出等又は違法に公金の賦課等を怠る事実（以下「違法行為等」という。）に関する当該職員等に対する損害賠償又は不当利得返還の請求権は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は違法行為等が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認められる場合を除くほか、放棄することができないものとする。

（新地方自治法第二百四十三条の二の三関係）

第二 経過措置等

一 第一は、第一の施行の日（平成三十二年四月一日）以後の違法行為等について適用すること。

（改正法新附則第二条第八項関係）

二 その他所要の規定を整備すること。